

商工会だより



発行：高山西商工会

異動（転出）のご挨拶

4月から古川町商工会に異動になりました。R3年2月から2年2カ月という非常に短い間でしたが、会員の皆様には大変お世話になりました。

今後、高山西商工会に戻る事があれば、その時は少しでも皆様のお力になれるよう、新しい環境でたくさんの経験を積み力をつけていきたいと思っています。



経営指導員 三木峻介

異動（転入）のご挨拶

4月から高山西商工会にお世話になります。高山北で3年間支援員、約1年間指導員、古川町で3年間指導員として勤務しました。指導員としては今年で5年目、まだまだ未熟ですが、少しでも皆様のお力になれるように精一杯頑張りたいと思いますので、これからよろしくお願いします！



経営指導員 中山千晶

新入職員ご挨拶

4月より高山西商工会にお世話になります。滋賀県長浜市の出身で、結婚を機に荘川へ引っ越してきました。

こちらに来てまだ半年程なので、これからどんどん会員の皆様のこと、地域のことを知っていけたらと思います！至らない点も多いかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。



記帳職員 大田加奈

「令和5年度の職員配置について」

新年度より、以下の事務局体制となります。清見地域と荘川地域の方におかれましては、指導員・支援員が兼務となるためご不便等をお掛け致しますが何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

一之宮 本所	清見 支所	荘川 支所
【事務局 長】 挾土 利平	【経営指導員】 後藤 尚也(月・火・金)	【経営指導員】 後藤 尚也(水・木)
【経営指導員】 中山 千晶	【経営支援員】 橋本 真美(水・木)	【経営支援員】 橋本 真美(月・火・金)
【経営支援員】 田中 香奈子	【記帳職員】 浦田 尚子	【記帳職員】 大田 加奈
【記帳職員】 丸山 知恵美	【臨時業務員】 幅上 恵美子(火・水・木)	
【臨時業務員】 幅上 恵美子(月・金)		

令和4年度高山西商工会実態調査カルテの提出について

2023年1月16日付で全会員様へ配布いたしました会員実態調査カルテにつきましては、集計を終えておりますが、今後一層の伴走型支援の推進を図るため、未提出の方はご記入の上ご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、カルテには重要な個人情報が含まれていますので、商工会で適切に管理するとともに、定期的に更新を図ってまいりたいと考えております。

【提出方法】 同封の事務局あて封筒で郵送していただくか、最寄りの商工会事務所へお届けください。

【問合せ先】 高山西商工会一之宮本所 電話:0577-53-3112

※参考：一昨年度の『実態調査カルテ』集計結果はホームページをご覧ください。



《R3集計結果》

インボイス制度の登録期限延長について

令和5年10月1日より開始される適格請求書等保存方式(インボイス制度)の登録申請期限について、制度開始に間に合わせるには原則2023年3月末までに申請する必要がありましたが、昨年12月に閣議決定された2023年度税制改正大綱において、登録申請期限が事実上延長されることに決まりました。また、納税を免除されてきた売上高1,000万円以下の事業者がインボイスを発行する課税事業者になる場合、納税額が売上税額の2割に軽減される負担軽減措置も導入される見通しです。

振替納税をご利用の方へ

令和4年分の「申告所得税」並びに「消費税」の振替日は次のとおりです。振替日前に預貯金残高をご確認ください。

- 所得税等・・・4月24日(月)
- 消費税等・・・4月27日(木)

“高山西商工会” グルメ&ダイニングスタイルショー 出展事業について

高山西商工会では、令和5年9月6日(水)～8日(金)に東京ビッグサイトで開催される「第34回グルメ&ダイニングスタイルショー秋2023」への出展事業を検討しています。「グルメ&ダイニングスタイルショー」は、全国の食品小売業・料飲店バイヤーが一堂に会する食品見本市で、当商工会が新たな取引先獲得を目指す事業者様の後押しをさせていただきます。参加をご希望の方は最寄りの商工会事務所へご連絡ください。



《WEBサイト》

一之宮本所

〒509-3505

高山市一之宮町3575-1

TEL:0577-53-3112

FAX:0577-53-3129

清見支所

〒506-0102

高山市清見町三日町165

TEL:0577-68-3366

FAX:0577-68-2570

荘川支所

〒501-5413

高山市荘川町新淵446

TEL:05769-2-1019

FAX:05769-2-2559



高山西商工会
ホームページ



高山西商工会
ラインアカウント

WEBセミナー

ログインID: 2033

パスワード: 2033

(当会HPよりアクセス)

国民生活金融公庫

マル経融資利率

1.08%

(令和5年4月11日時点)

「原油高・物価高騰対策事業者応援補助金（岐阜県版持続化補助金）」募集開始のお知らせ

岐阜県は、県内に主たる事務所を有する小規模事業者が、自社のステップアップに繋がる前向きなビジョンを持ち、原油高・物価高騰対策を目的として取り組む、販路開拓・業務効率化などの事業に必要な費用の一部を補助します。

【対象者】県内に主たる事務所を有する小規模事業者

【対象事業】(1)原油高・物価高騰対策に向けた販路開拓や業務効率化などの取り組み

(2)原油高・物価高騰対策に向けた事業転換や業態転換、新分野・新事業への展開

【実施期間】交付決定日(7月頃)～2023年12月31日(日)

【補助金額】補助上限額:300万円(補助率2/3)

【申請期間】2023年4月10日(月)～5月17日(水) ※締切日消印有効

【申請方法】申請を希望される方は商工会までご連絡ください。



《詳細》

「小規模事業者持続化補助金」のご案内

小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に基づいて行う販路開拓等の取組に要する経費の一部が補助されます。

【補助金額】[通常枠] 最大50万円 [賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠] 各最大200万円

※インボイス特例・要件を満たす場合は全ての枠で50万円の補助上限上乗せ

【補助率】2/3(賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)

【取組の例】チラシ作成、ウェブサイト制作、店舗改装、機械・備品購入、展示会・商談会参加等

【申請期限】第12回…6月1日(木)、第13回…9月7日(木)

【申請方法】郵送もしくは電子申請。電子申請の場合は「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。

申請をご希望の方や、補助対象になるかどうかのご相談など、お気軽に商工会までご連絡ください。



《詳細》

受付中の主な補助金制度のご案内

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(国)」

新製品・サービスの開発や生産プロセス改善等を支援する補助金制度です。

【申請期限】第14回…4月19日(水)

「事業再構築補助金(国)」

新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援する補助金制度です。

【申請期限】第10回…6月30日(金)

「IT導入補助金(国)」

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援する補助金制度です。

【申請期限】通常・セキュリティ対策推進枠(1次)…4月25日(火)、(2次)…6月2日(金)

デジタル化基盤導入枠(1次)…4月25日(火)、(2次)…5月16日(火)、(3次)…6月2日(金)

「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(国)」

事業者の更なる省エネ設備への入替を促進するための補助金制度です。

【申請期限】1次…4月24日(月)、2次…6月下旬(予定)

「中小企業販路開拓等緊急支援事業費補助金(県)」

地場産業に係る販路開拓等事業(展示会等の開催・出展、商品開発等)を支援する補助金制度です。

【申請期限】5月12日(金)



《詳細》



《詳細》



《詳細》



《詳細》



《詳細》

「松ノ木峠パーキングエリア」出店者の募集について

高山西商工会では、松ノ木峠パーキングエリアにて軽食や特産品の販売を行う事業者を募集しています。出店を希望される方や詳細についてのお問い合わせなど、最寄りの商工会事務所までご連絡ください。



中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット

安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00～17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付け金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

ご加入のお手続きや詳細についてのお問い合わせなど、
お気軽に最寄りの商工会事務所へご連絡ください。